

平成 29 年 3 月 15 日

電力・ガス取引監視等委員会

託送供給等約款以外の供給条件の認可に関する 意見聴取について意見を回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可申請について審査を行い、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

本年4月1日の「電気事業法等の一部を改正する等の法律」の一部施行に向けて、一般送配電事業者から、平成28年10月31日付けで、ネガワット事業者に対するインバランス供給に係る規定等を追加した託送供給等約款の認可申請があり、本年3月1日付けで認可がなされました。

これを受け、現在すでに経済産業大臣の認可を受けて託送供給等約款以外の供給条件により実施している託送供給について、本年4月から適用される託送供給等約款においても同一の取扱いとするため、3月1日付けで東北電力、東京電力パワーグリッド、関西電力、中国電力及び九州電力から経済産業大臣に託送供給等約款以外の供給条件の認可申請(別紙参照)がありました。

当該認可申請を受け、電気事業法第66条の10第1項第5号の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがありましたので、委員会として認可することに異存はないことを回答しました。

2. 添付資料

託送供給等約款以外の供給条件の承認について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課長 恒藤

担当者:星

電話:03-3501-1511(内線 4371~4)

03-3501-1585(直通)

(別紙)

託送供給等約款以外の供給条件の認可申請の概要

- ① 新潟県系魚川市における大規模火災の被害に伴う災害特別措置（東北電力）
被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金等の一部免除を実施
- ② 東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る工事費負担金等の特別措置（東北電力）
原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示等を受け避難された電気の利用者を需要者とする供給地点について、工事費負担金等の免除を実施
- ③ 標準電圧の特別措置（東京電力パワーグリッド、関西電力）
臨海副都心地域（江東区有明、青海、東雲、港区台場等）及び南港コスモスクエア地域（大阪市住之江区南港北）において、標準電圧を400ボルトとする供給を実験的に実施
- ④ 分社化に伴う託送料金算定等の特別措置（東京電力パワーグリッド）
既存料金システムを使用した需要実績の合計値による託送料金の算定等を実施
- ⑤ 鳥取県中部地震の被害に伴う災害特別措置（中国電力）
被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金等の一部免除を実施
- ⑥ 熊本県熊本地方における地震の被害に伴う災害特別措置（九州電力）
被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金等の一部免除を実施